

平成20年 第2回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成20年6月20日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成20年6月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第56号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第2 議案第57号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第58号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第59号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第60号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第61号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第62号 築上町ふるさと応援寄附条例の制定について
- 日程第8 議案第63号 築上町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第9 議案第64号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第10 議案第65号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第66号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第67号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第68号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第69号 築上町職員倫理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第70号 築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第71号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第72号 町道路線の認定について
- 日程第18 意見書案第3号 教育予算の確保と充実を求める意見書（案）について
（追加議案）

- 日程第19 議案第73号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第20 発議第3号 築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第56号 平成20年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
日程第2 議案第57号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第3 議案第58号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
日程第4 議案第59号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第5 議案第60号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第6 議案第61号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第7 議案第62号 築上町ふるさと応援寄附条例の制定について
日程第8 議案第63号 築上町ふるさと応援基金条例の制定について
日程第9 議案第64号 築上町敬老祝金条例の制定について
日程第10 議案第65号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第66号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第67号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第68号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第69号 築上町職員倫理条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第70号 築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議案第71号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第72号 町道路線の認定について
日程第18 意見書案第3号 教育予算の確保と充実を求める意見書(案)について
(追加議案)
日程第19 議案第73号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第20 発議第3号 築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（20名）

1番	首藤萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
13番	岡田 信英君	14番	武道 修司君
15番	平野 力範君	16番	中島 英夫君
17番	繁永 隆治君	18番	田原 親君
19番	信田 博見君	20番	宮下 久雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者	田原基代孝君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加来 篤君	人権課長	平岡 司君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
福祉課長	吉留 久雄君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	久保 澄雄君
会計課長	川崎 道雄君	総合管理課長	落合 泰平君
商工課長	竹本 正君	環境課長	出口 秀人君

農委事務局長 後田 幸政君 学校教育課長 中村 一治君
生涯学習課長 吉田 一三君 監査室長 吉留 康次君
審議官 西村 好文君 審議官 白川 義雄君

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

日程第1．議案第56号

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議案第56号平成20年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） はい、議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、平野委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第56号平成20年度築上町一般会計補正予算（第1号）について所管の項目について慎重に審査した結果敬老会開催委託料社会福祉センター改修経費通所型特定高齢者対策事業委託費火葬場施設等整備工事等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

次に、産業建設常任副委員長。

産業建設常任副委員長（中島 英夫君） はい。

議長（成吉 暲奎君） はい、副委員長。

産業建設常任副委員長（中島 英夫君） 議案第56号平成20年度築上町一般会計補正予算（第1号）について所管の項目について慎重に審査した結果、液肥散布車購入経費辺地債及び再編交付金に伴う水路整備工事道路新設工事等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第56号平成20年度築上町一般会計補正予算（第

1号)について。

所管について慎重に審査した結果、旧築城庁舎跡地利用関係経費、コミュニティー事業助成金、騒音測定器購入、消防設備費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) はい、御苦労さまでございました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第56号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第2．議案第57号

日程第3．議案第58号

日程第4．議案第59号

日程第5．議案第60号

日程第6．議案第61号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第2、議案第57号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてから、日程第6、議案第61号の平成20年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでは、厚生常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第61号まで一括して委員長報告を行うことになりました。

それでは、議案第57号から議案第61号までの報告を求めます。厚生常任委員長。(「厚生文教ですよ」と呼ぶ者あり) ああ、ごめんなさい。失礼しました。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) はい、議長。

議長(成吉 暲奎君) はい、委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第57号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第58号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第59号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、人事異動に伴う補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第60号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、人事異動に伴う補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第61号平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、高塚浄水場の測量関係経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告終わります。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

それでは、日程第2、議案第57号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案題57号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3、議案第58号平成20年度築上町後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第58号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、議案第59号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第59号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第60号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで討論を終わります。

これより議案第60号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案

第60号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第61号平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第61号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第62号

議長（成吉 暲奎君） 日程第7、議案第62号築上町ふるさと応援寄附条例の制定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第62号築上町ふるさと応援寄附条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地方税法の一部改正に伴う条例の制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第62号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8・議案第63号

議長（成吉 暲奎君） 日程第8、議案第63号築上町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第63号築上町ふるさと応援基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地方税法の一部改正に伴う条例制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第63号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9・議案第64号

議長（成吉 暲奎君） 日程第9、議案第64号築上町敬老祝金条例の制定についてを議題としま

す。

お諮りします。本案については、厚生文教常任委員会に付託して審議していただきましたが、6月18日付で、町長から議案の撤回申し出がお手元に配付のとおりなされました。

つきましては、会議規則第20条第1項及び第2項の規定に基づき、町長申し出のとおり、本案を撤回することとしたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は撤回されました。

日程第10．議案第65号

議長（成吉 暲奎君） 日程第10、議案第65号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） はい、議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第65号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

本案について慎重に審査した結果、医療費制度に対する反対意見があり、採決した結果、原案に賛成5反対1で可決すべきものと可決しました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

次に総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第65号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

議員（7番 西畑イツミ君） はい。

議長（成吉 暲奎君） はい、西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての反対意見を述べさせていただきます。

後期高齢者支援金が、今回導入されました。

今まで医療分が課税額、最高56万円、介護分が9万円でした56万円でしたが、後期高齢者支援金が導入されることによって、医療分を47万円に後期高齢者支援金を12万円になることによって、今までよりも負担額が最高3万円ふえるということで、負担割合は変わらないということと言われておりますが、3万円も負担増になることについては反対します。

これがこの議案に対する反対理由です。

議長（成吉 暲奎君） はい、ほかにありませんか。 それでは、委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第65号について採決を行います。議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） どうぞお座りください。起立多数です。

起立多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第66号

議長（成吉 暲奎君） 日程第11、議案第66号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） はい、議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第66号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案について慎重に審査した結果、医療費制度に対する反対意見があり、採決した結果、原案に賛成4人、反対2人で、可決すべきものと決定した。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。はい、西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） はい。築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対意見を述べます。

就学前までの子供たちの医療費が無料だったものを、県の制度に合わせて、通院月6,000円、600、間違えました。濟いません。通院月600円、入院1日500円の自己負担を導入します。また、所得制限を新たに設定しています。県よりもすぐれた施策を後退させることには、福祉の後退になりますので反対いたします。

以上が反対の理由です。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで討論を終わります。

委員長報告に対する反対意見がありますので、これより議案第66号についてを採決を行います。議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） はい、お座りください。結構です。起立多数です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第67号

議長（成吉 暲奎君） 日程第12、議案第67号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） はい、議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第67号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案について慎重に審査した結果、医療費制度に対する反対意見があり、採決した結果、原案に賛成4人、反対1人で、可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。はい、西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） はい。築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対意見を述べます。

この制度には、長年の願いであった母子家庭が対象になったことは前進面と評価します。
(「父子家庭」と呼ぶ者あり)父子家庭。濟いません。父子家庭が対象になったことは、前進面と評価しますが、一人暮らしの寡夫を対象から外すことには反対です。

また、自己負担が導入されています。これは福祉の後退になりますので反対いたします。
議長(成吉 暲奎君) はい、御苦労さまでございました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

委員長報告に対する反対意見がありますので、これより議案第67号について採決を行います。
議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) はい、結構でございます。起立多数です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第13・議案第68号

議長(成吉 暲奎君) 日程第13、議案第68 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議長。

議長(成吉 暲奎君) はい、委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第68号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、医療費制度に対する反対意見があり、採決した結果、原案に賛成4人、反対1人で、可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) はい、御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。はい、西畑議員。

議員(7番 西畑イツミ君) はい。築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対意見を述べます。

町単独の身体障害者三級を対象に残していることは評価いたしますが、所得制限と自己負担を

設定しています。負担増になります。これは福祉の後退になりますので反対いたします。

これが反対の理由です。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第68号について採決を行います。議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） はい結構です。どうぞお座りください。起立多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第69号

議長（成吉 暲奎君） 日程第14、議案第69号築上町職員倫理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第69号築上町職員倫理条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、本年4月1日の人事異動に伴う条例改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第69号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可

決することに決定いたしました。

日程第15 議案第70号

議長（成吉 暲奎君） 日程第15、議案第70号築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第70号築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、議案第70号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第71号

議長（成吉 暲奎君） 日程第16、議案第71号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第71号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第71号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17、議案第72号

議長（成吉 暲奎君） 日程第17、議案第72号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任副委員長。

産業建設常任副委員長（中島 英夫君） はい、議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、副委員長。

産業建設常任副委員長（中島 英夫君） 議案第72号町道路線の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第72号町道路線の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第72号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18．意見書案第3号

議長（成吉 暲奎君） 日程第18、意見書案第3号教育予算の確保と充実を求める意見書案について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 意見書案第3号教育予算の確保と充実を求める意見書案について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより意見書案第3号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで追加議案でございます。

お諮りします。日程第19、議案第73号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてから、日程第21の常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、日程第19議案第73号から日程第21までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第19 議案第73号

議長（成吉 暲奎君） 日程第19、議案第73号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読の後、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第73号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成19年11月26日付、議案第94号をもって議決された、地域水産物供給基盤整備事業、八津田漁港建設工事（その6）の工事請負契約の締結に係る議決内容（平成20年3月10日付議案第46号をもって一部変更）の一部を次のように改める。平成20年6月20日提出。築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第73号は、工事請負契約の変更についてでございますが、八津田漁港の建設工事その（6）でございます。

県漁港課、それから農林水産庁の方と協議をいたしまして、追加工事が認めていただいたところでございます。追加工事といたしましては、用地関係で車どめを2カ所するように、一応、計画して、それから沖防波堤、危険表示看板を設置すると。

それから、連絡橋のところに誘導表示板を一応5枚つくって設置する。

それから沖の道路には誘導表示板ということで、いわゆる安全のための施設を国、県の方に協議申し入れたら認められたということで、既存の請負契約額1億4,277万9,000円を1億4,802万600円に変更をいたしたいということでございます。よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

議員（14番 武道 修司君） はい。

議長（成吉 暲奎君） はい、武道議員。

議員（14番 武道 修司君） はい。あのうこれ、前回もちょっとお話ししたと思うんですが、追加の工事があった場合は再度入札をやりかえるという方法もあるんじゃないかということでお話ししたところ、前は、工事の延長線で入札をやりかえるよりもそのままやった方が経費安く

つくつと、で、そのまま、金額は大きいけど追加工事というやり方で工事やるというふうに、前回言われてたんじゃないかなと思います。

で、今回の工事内容からいくと、その延長線というよりも、この誘導表示板とか車どめというのは、どちらかといえばもう別工事になってると思うんです。で、追加工事というやり方よりも、ここは逆に入札というやり方でやった方が安く上がったんじゃないかというふうに思われるんですが、その点についての説明をお願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） はい、建設課長。

建設課長（内丸 好明君） 建設課、内丸です。この工事につきましては平成19年度事業で、繰越事業として実施しております。

そしてこの工期、資料にもありますように7月4日までとなっております。この7月4日については国、県とも協議しまして変更はもう無理だということになっております。

そして、今の発注している工事と、こういった今度変更にいたします車どめ等につきましては、入会現場となりまして、2つの業者が入ることによって施工が困難になる可能性がありますので、現在発注してます本間組に増工という形をとらしていただいております。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さま。はい、武道議員。

議員（14番 武道 修司君） はい。今の説明からいくと、工事が困難なんだというふうな話なんですけど、2つの業者が入って困難ということがあり得るのかなというふうに思うんです。

実際工事という現場に行くと、どういうふうになってるのかというと、いろんな業者が入ってるんです。それはどういうことかということ、元請業者があって、それから下請業者があって孫請業者があって、いろんな業者が入って工事をやってるんです。で、2つの業者が入って工事ができなくなるとか、工事がやりにくくなるとかいう理屈が私にはちょっと理解しがたいんです。その点は、話し合えばできる話であって、特に車どめとか誘導掲示板というのは、2つの業者が入って工事ができないという理由には、私、ならないと思うんです。Aという箇所と、Bという箇所を並行してやって、それを連結するときに同じ業者じゃないとやりにくいとか、その指示が統一できないとかいうのならわかるんです。これ、どう見ても全然別個のものなんですよね。その別個なものをどうしてその1つの、何ていうか、2つの業者にすると工事ができないという理由になるのか、その辺が理解できないんで、その点を教えてください。

議長（成吉 暲奎君） はい、建設課長。

建設課長（内丸 好明君） 建設課、内丸です。工事施工するに当りまして、全然別のところであれば別の業者が入っても構わないんですけど、工事施工箇所が橋の工事と誘導表示板ですか、そういったもの、それから車どめと造成工事、こういうものは、コンクリート設置等ありますけど、そういう現場が重なるために1つの工事が終わらないと次の工事ができないということにな

りますので、増工の形をとっております。

議長（成吉 暲奎君） はい、武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 何度も言ってもあれなんでしょうけど、私が言ってるのは、いかに経費を下げるかという問題なんですよ。

結果的に、これは追加工事で500数十万のね、お金を出してるんですが、これ入札することによって、少しでも金額を下げられたんじゃないですかということがもとなんです。考え方の。で、今言う説明からいけば、どうしてもそれはもう仕方ないんだと、もう高く払っても仕方ないんだというのが説明なんでしょうけど、今の説明からいくと、私がちょっと理解にちょっと苦しむんです。苦しむというか、私からは理解ちょっと私にはできません。で、その500数十万を入札したらもっと高くなるんだというんならわかるんですけどね、入札をしたら安くなるのであれば、安い方法をとるとというのが、私は、筋道じゃないかというふうに思うんですが、それをあえて入札をしなかったというので、すごく、なんかこの理解できないんです。

金額がもう前회가3,800万で入札をしなかったから、今回も500何十万だから、もう入札しなくてもいいやというような安易な考え方で、もししたのであれば、それは大きな間違いじゃないかというふうに思うんです。

だから、ここで流れとしてこの金額が下げられたのか、下げられなかったのか、この金額がもし下げられなかったのであればこれはもう仕方ないと思うんです。入札をすることによってもっと下がったんだということがあればいいんですけどね、そうじゃないで結果的に、もうその入札しても入札しなくても変わらなかったんだということがあれば、これはこれで仕方ないと思うんですけど、その点を再度教えてください。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） 武道議員、いろいろ疑問があろうかと思えますけど、この工事のまず請負比率ですかね、これは当初報告して確か80切ったかな、70何%の請負比率ということでございます。

そして、増工分が、これが数百万ですね。そういう形になれば単独で出せば今度は予定価格を引き上げなきゃいかん形になります。これでいけば請負比率で契約ができるわけですね。そうすれば当然安く上がるという判断もございますし、それから工事、先ほど課長が言った工事の競合、そういうものをうまく工事をやってもらうためには、もう同一業者の方がいいという判断で隋契、変更契約を当初の業者にやったということで私も決裁をしたところでございます。

議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 町長は100点満点の回答をしましたね。課長ね、じゃあ、お伺いします。

この議案について、変更契約について反対ということではいいんじゃないんですよ。聞きたいんですが、じゃあ最初から発注するときにこういった附帯工事ですかね、こういう案内板とか、そういうのも一緒に何で発注しなかったんですか。必要ではなかったんですか。突然予算が余ったからそれに当てつけて看板とかつけるようにしたんですか。

そうじゃなかったらですね、武道君が言うように、僕は入札にするべきだと思うんです。というのは、本間組さんは建設業者であって看板屋ないんですよ。だから、今後こういった入札があるときは、分離発注するなり当初からちゃんとその中に入れとくなりをしてですね、なるべく、何回もこういった、人からいろいろ言われるような形の発注をしないでほしいと思うんですが。

議長（成吉 暲奎君） はい、建設課長。

建設課長（内丸 好明君） この件につきまして、今回520万の増工となっております。

それで、当初入れなかったことにつきまして、工事施工上でいろんな問題が発生すると予測されます。その場合に急に増工する必要性が出てくる可能性もあります。それで、今回についてはそういった問題もなくおきましたので、安全対策としての施設、これやはり設置すべきだろうということで、先ほど町長言いましたように、国、県の承諾ももらいまして補助対象工事として対応しております。

議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 何かねえ課長、わかってないんですか。もっと詳しく説明しましょうか。ねえ、課長。こういった工事について、ね、予定価格よりも20何%下げて安く落札してくれましたと。談合がいろいろ、今世間で問われてですね、経費がいっぱいかかるということで、とらえ方によっては住民、こう、住民的視線で見ると最低制限価格できてくれたら助かるんですよ。確かに、予算は。しかし、それが本当に適切かどうかというと、行橋みたいにですね、一般競争入札にかけたら、その1社しか参加しなかったという状況あり得る。というのは、自分とこ計算したら採算立たないと。だから、その工事ができなくなるという可能性もあるんですよ。だから70%で落札することが決して正しいとは言えないという状況もあるんです。

しかしながら、今お金がない築上町ですから、こうして一円でも安く受けてくれるところが一番いいし、町長が言われるように70何%の落札比率からいけば、諸経費がかけられませんので520数万という安く上がりましたと、これ2割何ぼぐらい安くなってんですよ、と。町長、こういうことでしょ。こういふうに言ってるわけですよ。

でも、あなたが遠まわしに工事と現場のどうのこうの言うから言うんですけど、工事の現場の中で、先ほど武藤君が指摘たとおりに、打ち合わせすれば邪魔になったりしませんよ。現場の中でどっちが優先度じゃなくて、期日までに工事を終わらせるために、お互いに努力すりゃいいん

ですよ。

だから、やっぱり、町内業者であれば、僕はあんまり言いたくないんですけど、町外のこの大手のゼネコンさんがね、仕事をとって、まあ、競争してくれてとってくれたおかげでまた余分な工事ができるようになったことは事実なんです。

だから、こういう安全対策については、海に行って車どめがないと落ちるとか、標識がないといろいろわからないとか、こういったことについては、当然必要な工事なんですよ。これを当初から計画に上げてなかったというこの計画性のないずさんさを僕は指摘してるんですよ。

ね、今後こういった工事があるときはそういったことも予測しながらですね、ちゃんと判断をしていただきたいと思います。

もう、答えは結構です。

議長（成吉 暲奎君） はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで討論を終わります。

これより、議案第73号について採決を行います。議案73号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20．発議第3号

議長（成吉 暲奎君） 日程第20、発議第3号築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。事務局の朗読の後、提案理由の説明を求めます。江本局長。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第3号築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例（案）を別紙のとおり提案する。平成20年6月20日、提出者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、同議会議員信田博見、同じく賛成者、同議会議員田原親、同じく賛成者、同議会議員吉元成一、同じく賛成者、同議会議員丸山年弘、同じく賛成者、同議会議員田原宗憲。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） それでは、提案理由の説明を求めます。宮下久雄議員。

議員（20番 宮下 久雄君） はい。

議長（成吉 暲奎君） はい。

議員（20番 宮下 久雄君） 築上町政治倫理条例の一部を改正する提案でございますが、この政治倫理条例の第3条に政治倫理基準が定められているわけでございますが、その第7号に、議員は、町が助成している団体等の役員に就任しないことと。町が助成している団体というふうに入っているわけでございます。

この、倫理基準の姿勢から見ると助成している団体以外に町が直接管轄している団体がございますが、これが除外されているということで、条例の趣旨から考えると、条文が少し不公平ではないかということが考えられるわけでございます。それで今回、直接、町が管理する団体ということで、直轄する団体等を含めてですね、含めることが妥当と判断をいたしまして、文言を追加する一部改正（案）を提案するものでございます。

それで、その直轄する団体というものの範囲とは現在考えているのが、町消防団や、水難救助隊が直轄する団体であろうというふうに考えております。

それと、もう一つですが、この、役員に就任しないという役員ですが、この役員につきましてはどうですか、規定は、条例の中には役員という表現だけでございますが、施行規則の中に、役員とは団体等の代表者及び常時支配力を有する地位にあるものと規定されておりますので、その範囲の役員というふうに解釈をしております。そういうことで、条文のみの改正（案）を提案するものでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方。はい、繁永議員。

議員（17番 繁永 隆治君） 提案者に質疑しますけれども、この内容的なものは、この議会の一人がたまたま議会を休んだという形の中で、大問題が起こった問題であります、ということは私も十分にわかっております。それを、1人の議員のためにこれを起こすっちゃうことは何だろうかとは私はこんなふうに思っておりますが、これは団体等という形の中で、長であるか、副もだめなのか、そこをちょっと聞きたいんですが。

議長（成吉 暲奎君） はい、宮下委員長。

議員（20番 宮下 久雄君） 役員の範囲を質問されたというふうに解釈しておりますが、先ほど説明しましたけれども、規則ですね。規則に第2条でございますが、この役員とは団体等の代表者及び常時支配力を有する地位にある者ということになっておりますので、もう規定されております、規則で。

だから、普通の役員さんは該当しないということでございます。まあ、長かそれに注ぐ常時支配力に有する地位にある者と、常時支配力を有する地位にある者ということです。

議長（成吉 暲奎君） はい、よろしいですか。

議員（17番 繁永 隆治君） はい。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。はい、繁永議員。

議員（17番 繁永 隆治君） 私は、反対の立場から討論いたします。

これはですね、私も、この議員の中、皆さんもわかってると思います。たった一人の議会議員が、たまたま消防団長であり、そして東京に何年か一度に総会という形がありました。その中に出席した問題であります。

ですから、これに対して、まあ築上町が6人か7人かわからないけど、まあ、それぐらいの人数が行ったことに対しても長、そりゃあ町としての負担はかけたことは、町に負担をかけたことは十分に謝罪したつもりであると、私はこのように聞いております。

ですから、消防というものは、この町民の財産を大事に守ってきてる、そして何があっても一番先に、災害があっても消防が出ていくという大事な職場を持っているわけでございます。やっぱり、そういうことにおいてですね、今まで経験を若いときから踏んできて、何十年も踏んできた経験者が何で団体のトップになったらいかなのかと、私はこういう不安な疑問の中で反対の意見といたします。

議長（成吉 暲奎君） はい。ほかに意見はございませんか。

議員（12番 吉元 成一君） はい。

議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 私は、賛成の立場から討論いたします。と申しますのも、総務委員会、常任委員会で賛成議員という形になっていますんで、賛成の討論をしなければならないと思いますが、今、繁永議員から言われたことについてまあ繁永議員の考え方について十分理解できました。

しかしながら、問題はそういったことじゃなくして、我々議会議員は補助金を受ける団体等の長になってはいけないと、そういう場合は、もしなっている場合はそこに補助金出しませんよということになっているわけですね。

その中で、それ以上に大事なところはどこなのかというと、町の直轄の団体と。きょうの毎日新聞見ていただければわかると思いますけれども、吉富町の方で、消防団長決定を消防団の方で決めて町長の承認をいただく手続をとっておりました。そのとき、町長が、吉富の町長は、ノーとつけてるわけです。ね。これはその文章の中読んでもらおうとわかるけど、直轄の団体、これは町

の執行部と同じ立場にとられても仕方ないようなところなんです。そういったことを含めると、やっぱり議会議員がそういうの兼任したら、ちょっとおかしいんじゃないかという意見が出まして、今後消防、生命と財産守るため一生懸命御尽力をいただくことについては我々はもう日ごろからもう深く感謝しております。しかしながら、執行権者、いわゆる副はだめなのかということ言ってましたけれども、まだ、提案者の方がちょっと足りなかったもので私つけ加えますけれども、副団長であり、副、例えば何かの会長であったとしても、いわゆる長にかわる、事故あるとき、長にかわる副団長はだめですよと、そういうとらえ方をさせていただきたいと思います。

それ以外の副団長だったら僕は結構じゃないかなと思うんですけど、その点については、ニュアンス的にするときに、消防団の中で話し合いをしてもらえれば結構じゃないかと思ひますし、これについてはやっぱり今一番そういう襟を正さないかん時期が来てますので、やっぱり政倫の中でまだまだ、ほかの団体で長を受けているとできないということで、その団体からも不平不満も出てる団体もあります。何でできないのかと。しかし、それよりももう少し、町の直轄の団体がそれができてないのに、何で我々の団体がそんなせんないけんのかと、こういった意見も出てますので、そういった点から、これは個人的にどうのこうの、たまたまその地位におるというだけであって、今後議員さん方になられる人はそういったことをわきまえて判断をさせていただきたいということで、この議案に対しては賛成の立場で討論いたします。

議長（成吉 暲奎君） はい。ほかにございせんか。 これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより発議第3号について採決を行います。発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） はい結構です。はい、起立多数でございます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第21．常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（成吉 暲奎君） 日程第21、常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これで平成20年第2回築上町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午前10時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員